



令和6年4月26日

長野県

一般財団法人民間都市開発推進機構

長野県と MINTO 機構が 「まちづくり支援に係る包括連携に関する協定」を締結しました

長野県と一般財団法人民間都市開発推進機構（MINTO 機構）は、相互に連携してまちづくりを支援する包括的な連携協定を締結しましたのでお知らせいたします。

今後、MINTO 機構のノウハウを活用しながら長野県内の市町村等が行うまちづくりの構想段階からの支援や民間事業者が市町村等と連携して行うまちづくり事業の事業化支援に取り組んでいきます。

別紙：協定書、包括連携協定のイメージ



写真左より

花岡 洋文 MINTO 機構理事長

阿部 守一 長野県知事

問い合わせ先

- 長野県 建設部 都市・まちづくり課
026-235-7297
- MINTO 機構 まちづくり支援部第二課
03-5546-0797



〈協定締結の背景及び目的〉

【背景】

長野県はまちづくりの主体である市町村のサポート役として、2019年8月に信州地域デザインセンター（UDC 信州）を設立し、県内市町村等のまちづくりを支援しています。

都道府県の中で唯一広域的にまちづくりを支援するためのプラットフォームとしての役割を果たしており、公・民・学が連携し、県内各地のまちづくりを支援、市町村等の職員を対象にしたセミナーや研修会の実施によるまちづくり人材の育成、県内外の情報を共有するための情報収集・情報発信を実施しています。

MINTO 機構は、「民間都市開発の推進に関する特別措置法」に基づき、民間活力を活用してまちづくりを進める主体として、国土交通大臣に指定を受けた法人です。

また、「都市再生特別措置法」に基づき、大都市の大規模事業への融資を行う一方、地方の地域活性化に役立つ小さな事業にも融資を行っており、支援実施の件数も半数以上を3大都市以外の地方都市で実施しています。

【目的】

長野県内において MINTO 機構は、長野市、飯田市等で個別に支援を実施してきましたが、UDC 信州のプラットフォームを活用することで、今まで以上に長野県内で幅広く、市町村等と連携して行われる民間まちづくり事業の事業化を進めることが可能となります。

また、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」の政策の柱『快適でゆとりある社会生活を創造する』の実現に寄与することが可能となります。

なお、MINTO 機構が都道府県と市町村等のまちづくり支援のための包括的な協定を結ぶのは全国初となります。

【本協定に基づく主な取組み事項】

MINTO 機構が全国の民間都市開発事業に対する金融支援で培ってきた見識や経験に基づくアドバイスやノウハウを長野県が行う市町村等のまちづくり支援に提供するとともに、MINTO 機構が持つ様々な支援メニューを総動員し、大規模な事業から小規模な事業まで、市町村等と連携して行われる民間まちづくり事業の事業化支援を実施します。

- ・長野県が行う市町村等のまちづくりの構想段階からの支援

（UDC 信州と連携し、市町村等からの金融面の相談への対応等を行う。）

- ・長野県が行う市町村等と連携して行われる民間まちづくり事業の事業化支援

〔UDC 信州プラットフォームを活用し、民間事業者へのアドバイスや地域金融機関への情報提供等を行う。〕

【その他】

本日 14 時 35 分から長野県庁会見場において、長野県知事阿部守一及び MINTO 機構理事長花岡洋文は共同会見を行いました。

まちづくり支援に係る包括連携に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と一般財団法人民間都市開発推進機構（以下「乙」という。）は、お互いの持つ技術や情報を活かし、まちづくりを通して確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創るため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互協力の上、甲が県内で行う市町村等のまちづくりの支援や市町村等と連携して行われる民間まちづくり事業の事業化支援を実施することにより、快適でゆとりのある社会生活の創造に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 甲が行う市町村等のまちづくりの構想段階からの支援に関する事項
- (2) 甲が行う市町村等と連携して行われる民間まちづくり事業の事業化支援に関する事項
- (3) その他両者が必要と認める事項

（連携体制）

第3条 甲と乙は、前条に定める事項を円滑に推進するため、必要な体制の確保及び情報の共有を行うものとする。

（機密保持）

第4条 甲と乙は、本協定の履行に関して知り得た情報を、法令等に基づく場合を除き、相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又は使用してはならない。本協定の有効

期間満了後においても、また同様とする。

(有効期間)

第5条 本協定は、締結の日から発効し、甲と乙が本協定の終了について合意したときに失効するものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙の長が記名の上、各自1通を保有する。

令和6年4月26日

甲 長野県長野市南長野幅下692-2

長野県知事

阿部 守一

乙 東京都江東区豊洲3-3-3豊洲センタービル

一般財団法人民間都市開発推進機構

理事長

花岡 洋文

長野県とMINTO機構のまちづくり支援に係る包括連携協定のイメージ

- 長野県が行う市町村等のまちづくりの構想段階からの支援
(UDC信州と連携し、市町村等からの金融面の相談への対応等)
- 長野県が行う市町村等と連携して行われる民間まちづくり事業の事業化支援
(UDC信州のプラットフォームを活用し、民間事業者へのアドバイスや地域金融機関への情報提供等)

